

# 6

## 第6章

---

# 計画の実現に向けて

- 1 多様な主体の協働による  
まちづくりの推進
- 2 進行管理

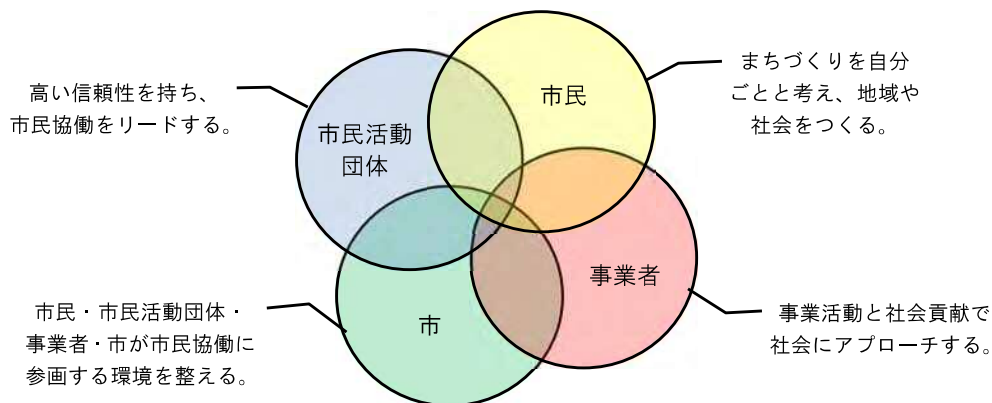
# 第6章 計画の実現に向けて

## 1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

本市のまちづくりの推進にあたっては、浜松市市民協働を進めるための基本指針に基づき、市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの相違を認識しつつ連携・協力して、地域の中にある様々な資源を活用しながら、まちの活力や魅力、市民の生活の質の向上に資する活動に多角的及び多元的に取り組んでいきます。

### (1) まちづくりの主体と役割

【市民の役割】	【事業者の役割】
<p>市民は、各々がまちづくりを自分ごとと考え、関心を持ち、市の実施するまちづくりの施策への参加や提案などを通して理解や知識を深めるとともに、地域課題の解決や更なる魅力あるまちづくりに向けて、地域に根ざしたまちづくりに積極的に参画することが期待されます。</p>	<p>事業者は、地域社会の一員として事業活動や社会貢献を通じてまちづくり活動に協力するとともに、事業者の持つ技術や知識などを活用し、魅力あるまちづくりへ向けて、市民や市民活動団体、市と連携を図りながら積極的にまちづくりに参画することが期待されます。</p>
【市民活動団体の役割】	【市の役割】
<p>市民活動団体は、活動を通じたまちづくりへの参画を通じて、市民、事業者、市との連携を更に深め、様々なまちづくりのテーマにおいて、専門的知識の提供や交流の場の設置などを行い、高い信頼性のもと市民協働によるまちづくりをリードすることが期待されます。</p>	<p>市は、本計画について周知・共有を図るとともに、本計画の方針に基づいたまちづくりの施策を推進します。また、市民や市民活動団体、事業者へのまちづくりに関する情報提供に努めるとともに、まちづくりに参画する仕組みや機会、交流の場の提供、多様な主体のマッチングをするなど、コーディネーターとして市民協働によるまちづくり活動を支援します。</p>



※資料：浜松市市民協働を進めるための基本指針を基に作成

図 6-1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進イメージ

## (2) 協働によるまちづくりを支える制度・仕組み

協働によるまちづくりは、以下に掲げるような制度・仕組みにより支えるものとし、必要に応じて制度の活用や新たな仕組みを整備します。

なお、まちづくりの推進にあたっては、参考資料の各地域の構想図などを手掛かりに、各々の主体が、まちづくりの方向を検討したうえで目標とする地域の暮らしのイメージを共有し、地域に最も適切な方策を考えることが大切です。

### 都市計画提案制度などの活用

都市計画提案制度は、都市計画法に基づき、土地所有者やまちづくり NPO 法人などが、一定の面積以上の一体的な土地について、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることやその他の条件を満たすことにより、都市計画の決定又は変更の提案をすることができる制度です。

また、住民協議推進条例といった地区住民自らが主体となって土地利用に関するまちづくりを進めていくための仕組みなどもあります。

本市では、協働によるまちづくりを推進する手段として、これらの制度や仕組みについて市民への周知を図るとともに、積極的に活用できるような仕組みを整えていきます。

### 都市計画協力団体制度の活用

都市計画協力団体制度は、都市計画案の作成や意見の調整を行う住民団体、商店街組合などを都市計画協力団体として市長が指定することで、都市計画協力団体が地権者に代わって都市計画の提案を可能とする制度です。これにより、空き地や空き家の発生による地域の魅力の低下といった身の回りの課題に対して、地域の実情を把握している都市計画協力団体が市と協働し、まちづくりの気運醸成と地域特性に応じたまちづくりを推進することが期待されます。

### 都市再生推進法人制度の活用

都市再生推進法人制度は、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材などが整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、併せて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度です。

都市再生推進法人には、行政や民間デベロッパーなどでは十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネーター及びまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすことが期待されます。

効果的・効率的な都市経営の観点のもと、都心の賑わい創出・魅力向上などの地域のまちづくりを推進するためには、民間事業者などのノウハウ・資本などを有効活用した取組が重要です。本市では、都市再生推進法人制度の周知・活用を図っていくとともに、官民連携によるエリアマネジメントや都市再生に取り組む仕組みを整えていきます。

### (3) まちづくり手法の活用・展開

本格的な人口減少社会の到来、限られた財政状況や災害リスクの高まりなどにより、まちづくりに関する課題は複雑化、多様化しています。

それらの課題を踏まえつつ、都市計画の目標や将来都市構造の実現に向けて、ハード・ソフトともに様々なまちづくりの手法を活用し、展開していく必要があります。

#### 都市計画の決定又は変更と事業推進

本計画に即して、用途地域をはじめとする地域地区などの都市計画の決定又は変更や開発許可制度の運用を行うとともに、今後は土地利用の適正な規制誘導に関する方針として「浜松市土地利用方針（仮称）」を定め、計画的にコンパクトでメリハリのある土地利用を推進します。

あわせて、都市施設や市街地開発事業については、都心や各拠点など重要な地区への整備を優先化するなど、限られた財源において効果的かつ効率的な事業の推進により、都市のコンパクト化を計画的に進めます。

#### 立地適正化計画制度の活用

従来の土地利用規制に加え、住宅及び医療・福祉・商業などの民間施設も対象としてその立地の適正化を図る「浜松市立地適正化計画」による誘導策を一体的に講じていくことにより、コンパクトな都市の実現に向けたより一層の取組を推進します。

#### 部局の横断的な取組と国・県・民間などとの連携

まちづくりのための個々の施策の実施主体は、庁内の複数の部局にわたるとともに、国、県、市民、市民活動団体、事業者と多岐にわたります。

そのため、まちづくりに関して部局の横断的な取組を推進することはもとより、各種事業について、国や県における補助事業などの各種制度を活用し、限られた財源の中で効果的かつ効率的に進めるとともに、民間のノウハウ・資本の活用についても検討するなど、国・県・民間などと連携を図りながら、まちづくりに取り組みます。

## 2 進行管理

本計画は、都市計画の基本的な方針となるものであり、効果的かつ効率的なまちづくりを推進するため、上位計画や浜松市立地適正化計画などの個別・関連計画との調整・連携を図るとともに、その進捗状況や国勢調査、都市計画基礎調査などの各種統計調査、市民意識調査などのアンケート調査などを把握し、評価・検証を行います。

なお、本計画は、目標年次を浜松市総合計画に合わせて2045（令和27）年とする長期的な計画であることから、おおむね10年後の定期見直しを基本として、評価・検証結果や上位計画の見直し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。